

推進計画 2005 特許制度小委員会関連事項抜粋

第 2 章 知的財産の保護

1. 知的財産の保護を強化する

2. 出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する

(1) ニーズに応じた審査時期を担保する

）国際標準に関わる出願や実施化に時間が掛かる出願等に対して、適切な権利取得が図られるよう、産業構造審議会の取りまとめに従い、2005年度も引き続き補正の制限や分割時期の緩和について検討し、必要に応じ制度を整備する。

）バイオ関係等の先端技術においては、追加実験やデータ拡充が必要であることなどを踏まえ、米国のような一部継続出願制度の導入、国内優先権制度の優先期間（現行1年）の延長について幅広い観点から2005年度に検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(4) 利用者の利便性を向上させる

）産業財産権に関する出願手続や各種書類のインターネットを通じた閲覧を2005年度中に実現する。また、インターネットを通じた特許審査の手続書類等の閲覧の無料化について2005年度中に検討を行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。

）中小・ベンチャー企業には翻訳作業に関する負担が重いことを踏まえ、外国語書面出願の翻訳文提出期間（現行2ヶ月）の延長について幅広い観点から2005年度に検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

）白黒図面だけでなくカラー図面の添付の許容について幅広い観点から2005年度に検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

3. 知的財産権制度を強化する

(6) 営業秘密等の保護を強化する

特許出願による技術流出を防止するための新たな制度を整備する

他社が出願・権利化することへの恐怖心から本来秘匿すべきノウハウまで特許出願するなど、企業による防衛的な出願が大量に存在する。これは審査の遅

延につながるだけでなく、出願公開制度により国内はもとより海外にも意図せざる技術流出をもたらすという問題を引き起こしている。この問題は、企業の出願行動にその一因があるとはいえ、他方で現行の先使用権制度の使い勝手が悪いといったことや、コスト面での制約から海外でも特許を取得するものは出願全体の1割にも満たないという現実から、特許出願による意図せざる技術流出は不可避なものとなっている。このような現実には、企業が本来秘匿しておきたい技術について、防衛的な特許出願のほかに自己防衛できる手段として、技術の種類や企業の知財戦略等に応じて柔軟に対応できる多様な手立てを用意しておくことが必要である。このため、自己の技術を防衛するための手立てについて、2005年度中に、その要件や効力の在り方、証明の方法などに関し多面的に検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。アジア諸国などに対しても、同様の制度の整備を働きかける。

(10) 知的財産権侵害に係る刑罰を見直す

知的財産権侵害に対する抑止効果を高めるため、知的財産権の侵害に係る刑罰(懲役)の上限を10年とすることについて2005年度から検討し、必要に応じ制度を整備する。

4. 紛争処理機能を強化する

(3) 裁判外紛争処理を充実する

特許庁の判定制度とADR機関との適切な役割分担についても、司法制度改革におけるADRの在り方の検討を踏まえて、2005年度も引き続き検討を行い、必要に応じ制度を整備する。

. 模倣品・海賊版対策を強化する

2. 水際での取締りを強化する

(5) 模倣品等の流通態様に応じた取締りを強化する

模倣品・海賊版の税関での取締りを強化する

模倣品・海賊版が侵害品発生国・地域から第三国で積み替えて輸出を行うなどの新たな手口が発生している現状を踏まえ、税関が輸出・通過貨物についても水際で機動的に取締りを実施できるよう、2005年度から、模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の議論と並行して制度面から幅広く検討し、必要に応じ法改正等制度改善を行い、税関での取締りを強化する。

